

飼料用米多収日本一近畿農政局長賞表彰実施要領（案）

制定	28 近生第 545 号 平成 28 年 6 月 17 日
最終改正	令和 7 年 2 月 4 日

第 1 趣旨

近畿地区における飼料用米生産農家の生産に係る技術水準の向上を推進するため、「飼料用米多収日本一」実施要領（平成 28 年 4 月 4 日付け 27 政統第 848 号政策統括官通知。以下「多収日本一要領」という。）に基づき実施される「飼料用米多収日本一」の一環として、近畿農政局長表彰を行うこととし、その対象となる取組の選定、表彰等について本要領に定める。

第 2 褒賞の種類

褒賞の種類は、「近畿農政局長賞」とし、第 4 により決定された者を表彰する。

第 3 選考対象者

「飼料用米多収日本一」に対する近畿農政局管内の応募者を対象とする。

第 4 表彰者の決定

第 3 の選考対象者のうち、多収日本一要領 5 に定める表彰区分ごとに 1 点を表彰候補者として選定し、近畿農政局長が決定するものとする。

ただし、多収日本一要領 9 に規定する褒賞を受賞した者及び前年度に近畿農政局長賞を受賞した者については、表彰対象から除くものとする。

第 5 審査

近畿農政局生産部内に審査委員会を設置し、多収日本一要領 7 に基づき飼料用米多収日本一ブロック事務局（生産部生産振興課）に提出される必要書類を活用し、近畿地域の模範となる収量水準を実現した者のうち、①単位収量の最も高い者、②地域の平均単位収量からの増加が最も大きい者を表彰候補者として選定する。

なお、この場合の表彰候補者は、単位収量が地域の平均単位収量をおおむね 150 kg 上回ることを基本とする。

また、表彰候補者が重複した場合は、「単位収量の部」へ交付し、「地域の平均単位収量からの増収の部」は、繰り上げ受賞とする。

審査は、以下の構成員で行う。

生産部長
持続的食料システム戦略推進官
生産振興課長
畜産課長

第6 表彰事例の普及

近畿農政局管内の飼料用米生産農家の生産に係る技術水準の向上推進に資するため、「多収日本一要領」に基づく褒賞受賞者の情報とともに、近畿農政局長賞受賞者の情報について近畿農政局ホームページに掲載すること等により、生産技術の面から先進的で他の模範となる経営体の取組を広く紹介するものとする。

第7 庶務

本要領に係る事務は、生産部生産振興課において行う。

第8 その他

本要領に定めるもののほか、必要な事項については近畿農政局長が定めるものとする。

附則 本要領は、平成28年6月17日から施行する。

附則 本要領は、令和元年5月20日から施行する。

附則 本要領は、令和7年2月4日から施行する。